

## 宗像市民図書館協議会委員名簿(案)

任期：平成24年2月1日～平成26年1月31日

区 分	氏 名	備 考
学校教育関係者	田中 一郎	宗像市立赤間西小学校 校長
〃	西村 久朝	宗像市立中央中学校 校長
社会教育関係者	牟田 貴美子	自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会青少年育成部会 会長
学識経験を有する者	寺岡 聖豪	福岡教育大学 教授
〃	小柳 親芳	久留米大学 講師
ボランティア代表	野田 美子	おひさま文庫 代表
市民代表	東 修一	公募委員
〃	森岡 涼子	公募委員

下線が新任。任期：平成25年4月1日～平成26年1月31日

## 【旧任】

区 分	氏 名	備 考
学校教育関係者	高原 康吉	宗像市立河東中学校 校長
〃	原 典代	宗像市立河東西小学校 校長
社会教育関係者	上田 敦子	宗像市青少年センター 相談員

○宗像市民図書館条例

平成15年4月1日

条例第71号

改正 平成17年6月30日条例第46号

平成19年12月21日条例第39号

平成19年12月21日条例第41号

平成24年3月30日条例第8号

(設置)

第1条 生涯学習と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、宗像市民図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称等)

第2条 図書館は、中央館、分館及び分室をもって構成し、その区分、名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
中央館	宗像市民図書館中央館	宗像市久原
分館	宗像市民図書館深田分館	宗像市深田
分館	宗像市民図書館須恵分館	宗像市須恵一丁目
分室	宗像市民図書館久原分室	宗像市久原

(平19条例39・平19条例41・一部改正)

(職員)

第3条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第4条 宗像市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上の必要から行う職員の指示又は指導に従わないとき。

(損害賠償)

第5条 利用者がその責めに帰すべき事由により、施設、附属設備、図書、記録等を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例46・旧第6条繰上)

(図書館協議会)

第6条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に宗像市民図書館協議会（以下「協議会」という。）

を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験者

(4) 市民代表

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(平17条例46・旧第7条繰上、平24条例8・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平17条例46・旧第8条繰上)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月30日条例第46号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月21日条例第39号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月21日条例第41号)

この条例は、平成20年2月25日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。